

委員会提出第1号議案

大田区議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

上記の議案を地方自治法第109条第6項及び第7項並びに大田区議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和7年3月5日

大田区議会議長 松原秀典様

提出者

議会運営委員長 鈴木隆之

## 大田区議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、大田区議会議員（以下「議員」という。）が果たすべき職責及び大田区議会（以下「区議会」という。）への区民の信頼確保に鑑み、高い見識と倫理観を持つべき議員が、区議会の会議等を長期欠席した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年条例第10号）の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区議会の会議等 区議会の定例会及び臨時会の本会議並びに大田区議会委員会条例（昭和31年条例第17号）に基づき設置された委員会をいう。
- (2) 公務上の災害 特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）に基づき認定された公務上の災害をいう。

(議員報酬の減額)

第3条 議員が自己都合、その他の事由により、区議会の会議等を長期欠席した場合における議員報酬の額は、当該議員の議員報酬から、区議会の会議等を欠席した日から区議会の会議等に出席した日の前日までの期間（以下「欠席期間」という。）に応じて、当該議員の議員報酬に次の表に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。

欠席期間	減額の割合
180日を超え365日以下であるとき	100分の20
365日を超えるとき	100分の50

2 前項の規定は、欠席期間が180日を超える日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以降、区議会の会議等に出席した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで適用する。

（期末手当の減額）

第4条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）のそれぞれ前6か月以内の期間において、前条の規定により議員報酬が減額支給された月があるときの期末手当の額は、当該議員の期末手当から、欠席期間に応じて、当該議員の期末手当に前条第1項の表に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。

2 基準日の前6か月以内の期間において、議員報酬の減額の割合が異なる場合は、減額の割合の高い方の割合を適用する。

（適用除外）

第5条 次に掲げる事由により区議会の会議等を長期欠席したときは、前2条の規定は、適用しない。

（1） 疾病又はけが等

（2） 公務上の災害

（3） 出産

（4） 個人の責によらない事由

（5） 前各号に掲げるもののほか、大田区議会議長（以下「議長」という。）がやむを得ないと認めるもの

（減額の効力）

第6条 この条例の規定により前任期中に議員報酬を減額されていた議員が、再び議員の資格を得た場合は、前任期中の減額の効力は及ばないものとする。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

大田区議会議員が果たすべき職責及び区議会への区民の信頼確保に鑑み、区議会の会議等を長期欠席した場合の議員報酬及び期末手当の減額について必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。